

平成 29 年度 第 1 回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

◇日時 平成 29 年 10 月 16 日（月）10:00 から 11:50 まで

◇場所 高知市たかじょう庁舎 5 階会議室（南）

◇出席者

〔委員〕 兼松方彦会長， 關伸吾職務代理者， 奥村栄朗委員， 中嶋澄恵委員， 堀澤栄委員，
松浦秀俊委員， 森下信夫委員， 吉富慎作委員

－以上， 委員 8 名出席で審議会成立－

（代理委員＝片岡榮彦代理委員（高橋徹委員）， 森下正夫代理委員（高橋英雄委員））

（欠席委員＝黒笹慈幾委員， 玉里恵美子委員）

〔事務局〕 山本環境部長， 須内環境部副部長， 寺尾環境政策課長，
高橋環境政策課長補佐， 夕部自然保護担当係長，

依光主任， 久保主任， 宮本主査補

〔業務受託者〕（株）西日本科学技術研究所 （3名）

◇議題 ①会長・職務代理者の選出

②今後の審議事項の概要とスケジュールについて

③受託業務の概要について（株式会社 西日本科学技術研究所）

④指定候補地の選定までの流れについて（株式会社 西日本科学技術研究所）

⑤市民アンケートについて（株式会社 西日本科学技術研究所）

【審議事項】

1. 受託業務の概要について（資料 1）

2. 指定候補地の選定までの流れについて（資料 2）

3. 市民アンケートについて（資料 3）

【質疑応答】

1 受託業務の概要について（資料 1）

審議委員：2 点聞きたい。(1) 区域指定に係る合意形成の手法提案について，西日本科学が行うのは手法提案までか。それとも実際の合意形成までか。(2) 住民説明会の実施は，各地区で 1 回ずつか，複数地区で計 9 回か。また，開催場所に源流域は含まれるか。

⇒(1) 西日本科学の作業は，手法提案までである。(2) 説明会は 9 地区で 1 回ずつを想定している。源流域での開催も想定している。(西日本科学)

2 指定候補地の選定までの流れについて（資料 2）

審議委員：討議に先立ち 2 点確認の上，共有しておきたい。(1) 指定済み区域（平成 5 年指定）の指定に至った経緯について。(2) 候補地の区域指定が進んでいない理由について。

⇒(1) 詳しい経緯については即答しかねるが，指定済みの 7 か所は旧高知市に所在している。

(2) その他の 25 か所は，旧村との合併で市域に上流域が加わった時期に現地調査を行い，候補地として抽出したものである。以降，現在まで新規の区域指定はない。(事務局)

⇒候補地の抽出の際にチェックしたことは，西日本科学で把握しているか。(審議委員)

⇒指定済み区域については，平成 3 年に現地調査を行うとともに，地形・地質，植物・動物，

自然景観、保護条例の有無といった視点から現状を点数化する形で評価した。25 か所の候補地の抽出は、平成 17～18 年度の調査・評価により行った。評価は、川との一体感、立地の特殊性、自然度、良好な二次的自然、歴史・伝統、地域住民との関わりの視点から行い、特に川と関わり深い地点については、河床や護岸の状況、魚類の生息状況を調査・評価した。(西日本科学)

⇒抽出された候補地は、住民から挙げられたものか。(審議委員)

⇒候補地は全て、西日本科学が行った調査・評価で抽出したものである。(西日本科学)

審議委員：評価項目案①の「重要度」は、他の 4 項目と性格が異なる。②～⑤において必要性の高い項目が①に含まれると思うが、考えを聞きたい。

⇒御指摘のとおり、①は他の 4 項目を包括する位置付けにあるので、具体的な指標（鏡川の水量・水質の維持との関わりなど）を検討し、それを踏まえて見直したい。(西日本科学)

⇒評価指標を見た上で、改めて意見することとする。(審議委員)

審議委員：(生物多様性こうち戦略についての概要説明) 生物と川とを分け、個別に取り組んでも自然環境の保全は叶わない。幅広い視野から保全と活用を一連のものとして捉えることが必要となる。

⇒県と市が個別に取組を進めるのではなく、両者が上記戦略の示す方向性を見据えながら議論して欲しい。(審議委員)

審議委員：評価項目案①がわかりにくい。例えば、水質維持についてどのような枝項目を考えているか。

⇒候補地には水源を涵養する森林が数多くある。森林については、樹齢・林齢、森林面積、樹種の多様性、希少植物の有無、保全すべき動物の生息状況といった枝項目が考えられる。(西日本科学)

⇒森林以外の枝項目はどうか。(審議委員)

⇒棚田を例にとれば、小さな水源涵養地としての機能がある。川沿いの水田であれば、水域から山林にかけてのエコトーンとして機能する。そういった側面に着目することが考えられる。(西日本科学)

審議委員：2点確認したい。(1)区域指定されるとどうなるのか。(2)指定済み区域でどのような施策が行われてきたか。

⇒(1)指定区域においては、行為に際して条例に基づく届出が必要であり、罰則規定もある。

(2) 7 か所を区域指定した際に作成した補助金要綱に基づき、山内神社の松くい虫の防除活動に補助金を交付している。(事務局)

審議委員：鏡川を良好な状態に保つためには、放置された森林を適切に維持管理することが求められる。放置された山林は台風などで山崩れを起こす。区域指定による効果を議論する以前に、山林をどう維持していくかを考えるべきではないか。

⇒スポット的な保全の前に、業としての存立が必要との指摘であった。高知市は水源涵養を目的とした森林を購入済みであるが、これへの区域指定は考えているか。(審議委員)

⇒太陽光発電施設や残土処分場などの開発が、秩序をもって行われるよう誘導を図りたい。市が開発行為を事前に察知できる仕組み、事業者が市に届出をする仕組みを考えており、

規制がかかる対象地として自然環境保全区域と景観形成区域を想定している。それら以外の地域については、事前チェックが可能な方法を検討中である。(事務局)

審議委員：シンボリックな場所のスポット的な保全は必要であるが、清流を保全するためには、流域の山全体を保全する視点が欠かせない。また、生物多様性や生活の場としての川など、バックグラウンドを含めた考え方が必要である。本事業とは別に係る市の取組があって然るべきであり、それを本審議会で取り上げてよいと思われる。

審議委員：鏡川は突然濁水となり、近年の河床上昇により夏場と冬場に瀬切れが生じることがある。横断構造物が多く、瀬と淵もなくなりつつあり、河原は外来植物に被われている。こうした問題には森林保全では対処できない。

25か所の候補地には、損失した桑尾橋、除草されずに遠くから眺めるだけの大穴峡など、相応しくないものがある。また、スポット的な区域指定には限界があり、北山に多く見られるような太陽光発電施設による景観破壊を防げないのではないかと。河川の水質悪化を招く産廃処理場の開発も、届出のみで事業実施が可能である。高知市の調査では、鏡川の水質はさほど悪くないとのことだが、アユの味が落ちてきており、水質が非常に悪くなったことを実感している。

審議委員：2点聞きたい。(1)評価項目案について、①②は科学的な証明が可能と思われるが、③④⑤は主観的な評価にならざるを得ないのではないかと。特に⑤について、ポテンシャルの有無を評価できるのかが疑問なので、具体的な指標を知りたい。(2)評価方法について、点数化するつもりであるなら、①～⑤を同様に評価するのは難しいのではないかと(候補地によって極端に低い点数となる、点数のレーダーチャートの五角形がいびつになるなど)。チェックシートをどう解釈したらよいか。

⇒(1)既に地域で保全活動が行われていること、保全対象の活用により地域の活性化を図る気運があることなどに着目し、それらを優先して評価することが考えられる。(2)候補地の点数化が困難に思われる理由は、25か所の特性の多様さにある。とりわけ、自然環境保全区域および景観形成区域の候補地については、同じ指標で評価することに無理がある。この重複をなくし、各区域の候補地を異なるチェックシートで評価すれば、御指摘の問題を解消できるのではないかと考えている。その上で、なるべく評価結果が視覚化される方法で評価を行いたい(点数化など)。(西日本科学)

審議委員：自然を使った学びの場を提供する立場からは、区域指定によって活動にやりにくさがでてこないか気になる。街と山とでは自然環境の存在感が違う。指定済みの7か所のうち、6か所は街中の少ない自然を守っている。これに対し、山林でのスポット的な保全は全体のごく一部に過ぎない。指定の目的と意義の整理が必要であり、それを前提にしなければ議論は難しい。

⇒区域指定に何を求めるか明確しなければならない。一つの視点として、人の営みとの関係がベースにあるように思われる。(審議委員)

審議委員：25か所の候補地はいわば、かろうじて残った景観と捉えることができる。実際には、当時の事情により残せなかった景観が数多くある。たとえば、神田川の上流や鏡川にあった沈下橋は、治水優先の河川改修により撤去された。固定堰である廓中堰は、利水優先の結果

である。人が少し知恵を絞ることでそういった景観を残し、復活させることもできるのではないか。残せなかった景観を何らかの形で取り入れることによって、将来目標にも広がりがあるのでのではないか。

⇒四万十川で沈下橋が保全されるようになった経緯には、「川との距離感」という橋を持つ価値が見直されたことがあった。この例を踏まえると、かつての価値を復活させること、新たに価値づけすることが考えられる。(審議委員)

審議委員：2点指摘したい。(1)2つの区域を明確に区別する必要がある。景観形成区域が観光対象としての性格を持つのにに対し、自然環境保全区域は清流鏡川を支える存在である。それらが混在していたことに違和感があったので、整理されたい。(2)鏡川20景について、資料の表には14景しかないが、あとの6景はなぜ省かれているのか。また、選定地に広いエリアのものとピンポイントのものが混在しているが、選定の経緯を知りたい。維持管理の在り方や条例による規制など、選定の意義について伺いたい。

⇒(1)鏡川20景の選定は、上流域から下流域までを網羅する形で行われた。資料の表にある14景は上流域に所在するものであり、下流域のものが記載されていないように思われる。

(2)鏡川20景は、景勝地として知名度を上げる普及啓発を目的として選定されたものであり、条例に基づく規制や予算を割いての保存は行っていない。(事務局)

⇒自然環境保全区域と景観形成区域を区別することは重要である。保全区域はある時点の状態を固定することに意義があるのに対し、景観形成区域は暮らしとの関わりに応じてよりよく変化させていく意味合いがある。机上では表面的な議論しかできないので、ぜひ現場で議論したい。(審議委員)

3 市民アンケートについて(資料3)

審議委員：文字が小さく、若干読みにくく感じる。

⇒特に1面の図の文字が小さい。冒頭文の文字数も多いので、改善されたい。(審議委員)

審議委員：テーマを景観に絞った理由が知りたい。

⇒アンケートは一般市民向けであり、広く浅く聞くことを狙いとしているので、難しい定義はあえて気にせずに「景観」と表現した。(西日本科学)

⇒景観を身近な地域を指して答える人、概念的に答える人がいそうだ。(審議委員)

審議委員：問5について、できるだけ多くの人に書いてもらうことが望ましい。前問で1以外の選択肢を選んだ回答者も記入できるように工夫してはどうか。

審議委員：問3について、「鏡川へ行く頻度」は答えづらそうである。特に上流域は住居近くに川があるので、わざわざ川に行くという感覚を持たないと思われる。たとえば、犬の散歩で橋を通る人、職場から毎日川をチェックしている人などは、川に下りて行為をしなければ「川へ行った」とみなされないのか、という疑問を持つと思われる。

⇒流域の生活者の実情に応じた選択肢を検討のうえ、改めて相談をさせていただきたい。(西日本科学)

審議委員：4面の鏡川に関する情報の入手方法について、インターネットを物理的に、条件的に使えない人もいる。基本計画を閲覧可能な場所などを併せて記載してはどうか。

⇒鏡、土佐山の地域振興課に概要版冊子を置くことを検討する。(事務局)

審議委員：鏡川らしい風景の「鏡川らしさ」は年代によって異なる。

⇒大きな水害を受けた昭和 50, 51 年が一つの境となる。それ以前の未改修の鏡川を知っているかいないかが大きな違いを生む。また、「鏡川」に下流域の神田川は入るのかなど、回答者の様々なバックグラウンドに対応した表現とすることが望ましい。(審議委員)

審議委員：アンケートの対象地域を上流域に絞ってはどうか。

⇒軸足は上流域にあることをイメージしていたが、下流域の護岸や神田川など問題意識も把握したいと思った。時間をとって検討させていただきたい。(西日本科学)

審議委員：1 面で 32 か所の位置図を示す必要はあるか。回答者はこれに引っ張られ、スポットを出すことに意識が傾くのではないか。2017 鏡川清流保全基本計画にある 100 年後のイメージ図を示し、それを実現するために残したいところはどこかを投げかけるのも一つの方法である。

⇒事務局と協議し、よりよい形を検討する。(西日本科学)